

○ 入札方法、消費税の取扱い等

【重要】

本件入札は単価契約であるが、入札金額の入力及び落札の決定は総価によつて行う。

落札決定にあたっては、入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれの明細において見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額は、0.01 円単位までとすること）にそれぞれの予定数量を乗じたもの（以下「小計」という。）の合計金額（以下「総価」という。）を入力すること。落札決定は、この総価の比較によって行う。

契約の締結は、それぞれの小計を予定数量で割り戻した単価(当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)により、明細ごとに単価契約を行う。

消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

1 京都市電子入札システム利用可能時間等

(1) インターネットを利用した入札参加者

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、使用する IC カードの名義は、本市に提出済み「使用印鑑届」の代表者氏名（受任者を届け出ている場合には、当該受任者の氏名）と同一人であり、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。

(2) 契約会計課内設置入札端末機使用者

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（ただし休日を除く。）

2 入札データの訂正等

入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

3 仕様書の入手等

本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、本件の仕様書等を契約会計課ウェブページから入手し、見積りのうえ、入札期間中に入札を行うこと。

4 問合せ先

〒601-8116 京都市南上鳥羽鉾立町11番地3
京都市上下水道局総合庁舎2階
京都市上下水道局総務部契約会計課
(電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286)
ウェブページのアドレス
<https://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>